

第四次静岡県ひとり親家庭自立促進計画に係る取組等

項目	計画の内容(主な取組)	1 令和5年度の取組			2 進捗評価区分				3 課題◆、今後の取組予定等◇	4 物価影響	関係課			
		実績	物価高騰による影響	物価高騰に対する対応	R2	R3	R4	R5						
施策1 就業支援														
(1) 関係機関の連携による就業支援														
ア	・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、相談員による就業相談、就業情報提供、研修等の支援を行います。	・ひとり親サポートセンター(旧 母子家庭等就業・自立支援センター) 事業 相談件数 11,657件(就業以外含む。)(前年度比-168件) 就職者数(A) 80人(前年度比-11人) 求職登録者数(B) 249人(前年度比-49人) ○【指標】ひとり親サポートセンターによる就職率(A/B) 32.1%(前年度比+1.6%) 就業支援セミナー 3回 21人(前年度比-2人) ・母子・父子自立支援プログラム策定事業 策定件数 20件(前年度比-9件)	・求職登録者のうち、在職中で現職より条件の良い求人を求める方が増加(令和4年度～)。 ・相談者の求職活動に支障が生じた(現職を退職して求職活動をするリスク等の生活への影響)(令和4年度～)。	-	○	→	◎	→	○	→	○	◆求職登録者と企業との雇用のミスマッチへの対応 ◆求職登録しても、企業HPや求人情報サイトから直接応募する方が増えている。 ◇県HPやSNSを活用してひとり親サポートセンター事業の周知を行い、利用の促進を図る。 ◇求職登録者だけでなく、企業側の求職者に求めるニーズについて、能力や勤務条件などの求人票だけでは把握できないレベル感をより具体的に把握し、求職登録者へ情報提供を行い、雇用のマッチングにつなげていく。	○	こども家庭課
イ	・母子家庭等就業・自立支援センター、しずおかジョブステーション、ハローワーク、マザーズハローワーク及び市町等が連携し、相談者の状況に合わせた情報提供ときめ細かな就業支援を行います。	・関係機関との情報共有 静岡県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会での事業周知 ・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(県協実施)住宅支援資金の貸付 全県79件(前年度比+3件)うち県所管40件(前年度比+1件) ・ハローワークの教育訓練給付金、ひとり親全カサポートキャンペーンや求職者支援制度をSNSで周知 ・ひとり親サポートセンターから相談者に対し、ハローワーク登録やしずおかジョブステーションの履歴書等書類作成や面接指導などの支援の利用に繋がった。	・求職登録者のうち、在職中で現職より条件の良い求人を求める方が増加(令和4年度～)。 ・相談者の求職活動に支障が生じた(現職を退職して求職活動をするリスク等の生活への影響)(令和4年度～)。(再掲)	-	○	→	○	→	○	→	○	◆ハローワーク等関係機関とのより効果的な連携方法の検討 ◇ハローワークのひとり親全カサポートキャンペーン、求職者支援制度について、SNSを活用して周知する。 ◇静岡県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会等を通じた静岡労働局やハローワークへの事業周知 ◇SNSを活用して関連事業の周知を行い、利用の促進を図る。 ◇住宅支援資金の貸付において、児童扶養手当の所得水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象とするよう、所得要件を緩和する。	○	こども家庭課
	・ハローワークなど関係支援機関との連携	・県内3か所に設置したしずおかジョブステーションにおいて、就業相談、カウンセリングやセミナー等を実施するとともに、女性を積極的に採用する企業と求職者とのマッチングを支援します。	・しずおかジョブステーション県が設置するしずおかジョブステーションにおいて、就業相談、カウンセリングやセミナー等を実施し、ひとり親家庭の方を含めた求職者の就労を支援する。 しずおかジョブステーション利用者13,202人(前年度比-57人)	-	○	→	○	→	○	→	○	◇しずおかジョブステーションにおいて、就業相談、カウンセリングやセミナー等を実施し、ひとり親家庭の方を含めた求職者の就職を支援する。		労働雇用政策課
(2) 事業主の理解促進と求人開拓														
ア	・求職者と企業のマッチング促進	・経済団体の会合や、事業主、労働担当者等を対象としたセミナーの場において、母子家庭等就業・自立支援センターやひとり親雇用に関する国の助成制度について周知します。	・商工会議所専務理事・事務局長会議、企業の労働担当者等が出席する労働法セミナーにおける周知	-	○	→	○	→	○	→	○	◆事業主の理解促進を促す機会の増加 ◇商工会議所専務理事・事務局長会議や労働法セミナー等の場でひとり親サポートセンターへの求人提供等について周知していく。		こども家庭課
	・求職者と企業のマッチング促進	・母子家庭等就業・自立支援センターにキャリアコンサルティングの有資格者を求人開拓員として配置し、求職者の職業選択に係る相談や就業に向けた助言を行う等、きめ細かな就業支援を行います。	・ひとり親サポートセンター各支所にキャリアコンサルティングの有資格者または職業紹介責任者を配置 ・母子・父子自立支援プログラム策定事業 策定件数 20件(前年度比-9件)(再掲)	・求職登録者のうち、在職中で現職より条件の良い求人を求める方が増加(令和4年度～)。(再掲)	○	→	○	→	○	→	○	◇県HPやSNSを活用してひとり親サポートセンターや自立支援プログラム事業の周知を行い、利用の促進を図る。(再掲) ◇自立支援プログラムの策定を受ける条件である児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃し、制度の活用を促進する。	○	こども家庭課
	・求職者と企業のマッチング促進	・しずおか人材確保サポートデスクが求人開拓を行う際に、事業主にひとり親雇用に関する国の助成制度について周知し、積極的な雇用を促します。	・しずおか人材確保サポートデスク コーディネーター9人(前年同) 移住・就業支援対象 支援企業数1,002社(前年度比+161社)	-	○	→	○	→	○	→	○	【R5事業終了】 対象法人の掘り起こしという本事業の目的をある程度達成したこと、令和5年9月に再構築した新求人サイトは旧サイトと異なりヘルプデスクの機能を持つことから、令和5年度をもって本事業を終了し、今後は求職者への周知に取り組んでいく。		労働雇用政策課
イ	・事業主の理解促進	・母子家庭等就業・自立支援センターの求人開拓員による企業訪問等の機会に、事業主に対してひとり親の現状を説明し、ひとり親の雇用と雇用後のキャリア支援に対する理解を促します。	・ひとり親サポートセンター事業 企業訪問件数 228件(前年度比-205件) 電話での求人問合せ 1,258件(前年度比-233件) ○【指標】ひとり親サポートセンターが開拓した求人の件数 460件(前年度比-208件)	-	●	→	○	→	○	→	○	◆即戦力を希望する企業が多く、不採用となった理由として技能・経験・知識の不足が増加(より専門的な知識や経験を求めている)。 ◆求人情報をオンライン(自社HPや民間の求人情報サイト)で直接募集する企業の増加により、ひとり親サポートセンターへの求人提供が減少 ◆企業訪問の受入れ先が年々減少しているに伴い、開拓求人数も減少 ◇企業訪問や電話、資料郵送等による求人開拓を実施していく。 ◇企業側の求職者に求めるニーズについて、能力や勤務条件などの求人票だけでは把握できないレベル感をより具体的に把握する。(再掲) ◇厚労省「はたらく母子家庭・父子家庭応援企業」表彰企業、「子育てサポート企業(くるみん認定企業)」(ハローワークの求人に表示)、静岡市の「多様な人材の活躍応援事業所」表彰、浜松市の「子育て応援企業紹介」など、子育てに理解のある職場環境づくりに積極的に取り組む企業を中心に訪問し、ひとり親家庭への事業主の理解とひとり親が希望する就労条件等に合った求人確保の協力を求めていく。		こども家庭課
	・事業主の理解促進	・企業における女性活躍の取組を推進するため、経営者や人事労務管理者等が女性の就業や登用促進に対する経営的メリットへの理解を深め、自ら実践できるよう、働きかけや啓発を行います。	・多様な働き方導入推進事業 多様な働き方の導入について学ぶ経営者向けセミナー 3回140人(前年度比+2人)	-	○	→	○	→	●	→	○	◇働き方の見直しや多様で柔軟な職場環境づくりに関する経営者向けセミナーを開催し、企業における多様な人材の取組推進を図るとともに、セミナー開催の広報先の拡大を図る。		労働雇用政策課

項目	計画の内容(主な取組)	1 令和5年度の取組			2 進捗評価区分					3 課題◆、今後の取組予定等◇	4 物価影響	関係課		
		実績	物価高騰による影響	物価高騰に対する対応	R2	R3	R4	R5	増減				R2割合(%)	R3割合(%)
ウ	・子育てしやすい職場環境づくりの促進	・子育てに優しい職場環境づくりに取り組み県内企業等を「子育てに優しい企業」として表彰し、その優れた取組を県内企業等に周知します。	R4で事業廃止	-	-	○	→	○	→	○	→	-	【R4事業廃止】 令和4年度の10回目をもって終了とし、令和5年度からは、「静岡県次世代育成支援企業(こうのとりカンパニー)認証制度」の認知度向上に取り組み、仕事と子育ての両立を図る企業の裾野の拡大に取り組んでいく。	子ども未来課
	・子育てしやすい職場環境づくりの促進	・企業において、部下やスタッフの仕事と家庭の両立を支援する『イクボス』の発掘、養成を行います。また、子育てにやさしい職場環境づくりの推進を図るため、県内中小企業を対象に社労士等のアドバイザーを派遣し、実践的に企業の抱える課題解決を行います。	・イクボス養成講座 3回 40名 ・アドバイザー派遣 10社 117名	-	-	●	→	◎	→	◎	→	●	◇オンライン形式による講座を積極的に実施するとともに、「男性育児休業の取得促進」など、企業等のニーズの高い講座内容とする。	子ども未来課
	・子育てしやすい職場環境づくりの促進	・女性等が働きやすい職場環境づくりを促進するため、企業にアドバイザーを派遣し、女性活躍促進法に係る一般事業主行動計画の作成支援や同計画に基づく取組等、企業内での実践的な取組を支援します。	・多様な働き方導入推進事業 アドバイザー派遣 42社(前年度比±0社)	-	-	◎	→	◎	→	○	→	○	◇職場環境づくりを支援するアドバイザーを派遣し、企業の実践的な取組を支援する。	労働雇用政策課
	・子育てしやすい職場環境づくりの促進	・テレワークの導入を推進するためのセミナーを開催するなど、多様な働き方が選択できる制度の導入を支援します。	・テレワーク導入促進セミナー事業 製造業、建設業、医療・福祉業界について、業種別の導入事例セミナー 3回延べ136人(前年度比+44人) ・テレワーク推進人材養成事業 社内のテレワーク推進人材の養成講座 全3回 2コース 26人(重複除く)(前年度比-5人)	-	-	○	→	○	→	○	→	○	◇業種別のテレワークセミナー及び企業におけるテレワーク導入の推進人材を養成する講座を開催し、多様な働き方が選択できる制度導入を支援する。	労働雇用政策課
(3) 安定した就業に結びつく資格取得・技能習得の支援														
ア	・就業に向けた資格取得の支援	・就業につながる資格取得の講座受講費の一部を支給するほか、養成機関に在学する期間の生活費相当額を支給します。	・自立支援教育訓練給付金 全県57件(前年度比-7件)うち町分4件(前年度比+2件) ・高等職業訓練促進給付金等 全県220件(前年度比+58件)うち町分18件(前年度比+1件) ・ひとり親サポートセンター資格取得・職業訓練についての相談件数615件(前年度比+168件) ・自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金等の制度をSNSで周知	-	-	○	→	○	→	○	→	○	◇SNSを活用して制度の周知を図る。 ◇自立支援教育訓練給付金の支給条件である児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃し、制度の活用を促進する。 ◇令和6年度から高等職業訓練促進給付金の支給要件の緩和を恒久化し、より多くのひとり親が好条件で就労できるよう、資格取得のための修業を促進する。また、児童扶養手当の所得水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象とするよう、所得要件を緩和する(受給中の者に限る)。 ◇町の福祉担当へ支援制度を周知し、町在住者への情報提供を促す。	子ども家庭課
	・就業に向けた資格取得の支援	・高等職業訓練促進給付金を活用し資格取得を目指す方に、養成機関への入学準備金等の貸付けを行います。	・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(県社協実施) 入学準備金、就職準備金の貸付 全県16件(前年度比+7件)うち県所管9件(前年度比+4件) ・入学準備金、就職準備金の貸付精度について、SNSで周知	-	-	●	→	○	→	○	→	○	◇HPやSNSを活用して貸付制度と母子・父子自立支援プログラムの周知を行い、利用の促進を図る。 ◇児童扶養手当の所得水準を超過した場合であっても、1年に限り引き続き対象とするよう、所得要件を緩和する(受給中の者に限る)。	子ども家庭課
	・就業に向けた資格取得の支援	・より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げるため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座受講費の一部を支給します。	・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 県全体2件(前年度比+1件)、うち町分1件(前年度比+1件) ・より制度が利用しやすいよう、受講開始時給付金の支給割合を増やし、受講開始時の負担軽減を図ると共に、通学制の場合、給付金の上限額を増額するよう制度を改正した。 ・広報用チラシの作成、HPでの制度の周知	-	-	●	→	●	→	●	→	○	◆制度利用が少ないため、より一層の周知 ◇SNSの活用や関係部署との連携により、制度の周知を図る。 ◇児童扶養手当受給相当の所得要件を撤廃し、制度の活用を促進する。	子ども家庭課
イ	・就業に向けた技能習得の支援	・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、ニーズを踏まえ、託児サービスを付加した講習会を開催し、就業に必要な知識・技能の習得やスキルアップを支援します。	・ひとり親サポートセンター事業 登録販売者講習(西部・東部開催)27人(前年度比+12人) 登録販売者講習は2会場に拡大し定員を増やし実施 パソコン研修(中部開催)8人(前年度比-11人)	-	-	○	→	○	→	○	→	○	◇ひとり親のニーズを踏まえ、開催地域にも考慮して、事業を継続する。 R6年度も継続して登録販売者講習を2会場(中部・東部)で実施する。	子ども家庭課
	・就業に向けた技能習得の支援	・ひとり親の就職を支援するため、技術専門学校※において職業訓練を実施します。職業訓練では、ひとり親が優先受講できるコースの設定や託児サービスを実施します。また、訓練手当等の制度について、ハローワーク等関係機関に情報提供します。 ※令和3年4月に工科短期大学校が開校	・離職者等再就職支援事業 ひとり親(母子家庭の母等)優先コース 3コース設定(前年度比±0コース) 2コース実施(前年度比-1コース) ※定員割れにより1コース中止 定員55人(前年度比+2人) 応募者35人(前年度比+6人)※一般受講者含む 受講者27人(前年度比±0人)※一般受講者含む 託児サービス付きコース 79コース(前年度比-6コース) 託児利用者7人(前年度比-7人) 託児児童8人(前年度比人-7人)	-	-	○	→	○	→	○	→	○	◇ひとり親(母子家庭の母等)が優先して受講できるコースを設定するとともに、その他のコースにおいても託児サービスを提供した訓練を実施する。 ◇雇用のセーフティネットとして、離職者訓練を着実に実施していく。	職業能力開発課

	R2	R3	R4	R5	増減	R2割合(%)	R3割合(%)	R4割合(%)	R5割合(%)	R4-R5増減
◎	1	3	1	0	-1	5.9	17.6	5.9	0	-5.9
○	12	13	14	15	1	70.6	76.5	82.4	93.8	+11.4
●	4	1	2	1	-1	23.5	5.9	11.8	6.3	-5.5
	17	17	17	16		100	100	100.1	100.1	

項目	計画の内容(主な取組)	1 令和5年度の取組			2 進捗評価区分					3 課題◆、今後の取組予定等◇	4 物価影響	関係課			
		実績	物価高騰による影響	物価高騰に対する対応	R2	R3	R4	R5							
施策2 経済的支援															
(1) 手当の支給・福祉資金の貸付															
ア	・ひとり親家庭の事情に即した支援	・所得や子どもの人数に応じて児童扶養手当を支給します。	・県内受給者数 19,589人(うち町分1,169人)(前年度比-698人、-67人)	・非正規雇用等のひとり親は、生活困窮が進んでいると推測される。	・児童扶養手当受給者等に「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親分)」を支給	○	→	○	→	○	→	○	◇全国消費者物価指数の実績値の上昇に伴う児童扶養手当月額上限額の引上げ、所得制限限度額の引上げ、第3子以降の児童に係る加算額の引上げ(第2子の加算額と同額)に対応する。	○	こども家庭課
	・ひとり親家庭の事情に即した支援	・母子・父子自立支援員を中心に、母子父子寡婦福祉資金の貸付についての相談に応じ、各家庭の事情に即した適切な制度の利用を勧めます。	・母子・父子自立支援員による生活保護の相談 7,757件(前年度比-589件)	-	-	○	→	○	→	○	→	○	◇各家庭の事情に即した適切な貸付け及び相談を実施する。 ◇母子父子寡婦福祉資金貸付金において、修学資金等一部資金の限度額の上修正に対応する。		こども家庭課
(2) 経済的負担の軽減															
ア	・小学校入学時の学用品購入費用の助成	・ひとり親家庭の子どもが小学校に入学する際、ランドセル等の学用品購入費の一部を、市町とともに助成します。また、未実施の市町に対して、実施を働きかけます。	・ひとり親家庭就学支援事業 7市5町164人(前年度比-1市、-19人)	-	-	○	→	○	→	○	→	○	◇地域による差が出ないよう、実施及び未実施の市町の実態を把握し、全市町での取組を促す。		こども家庭課
イ	・高等学校の就学支援	・高等学校等における就学支援金による授業料の支援や奨学給付金の支給、私立高校が行う世帯収入に応じた授業料減免に対する助成等を行います。	授業料等の負担軽減を図るため、私立学校等へ助成 ・私立高等学校等就学支援金等助成 7,260,585千円(前年度比-77,404千円) ・私立高等学校等奨学給付金助成 429,685千円(前年度比-12,598千円) ・私立高等学校授業料減免事業費助成 1,715,394千円(前年度比+54,631千円) 年収700万円以上820万円未満も対象世帯に拡充	-	-	○	→	○	→	○	→	○	◇令和6年度から年収820万円以上850万円未満の世帯を対象に、全国私立高校の平均授業料を勘案した水準の半額となる198,000円まで減免を行うよう県の授業料減免制度を拡充する。 (R5 年収820万円未満までを対象) ◇奨学給付金に係る非課税世帯への給付額を増額する。		私学振興課
	・高等学校の就学支援	・高等学校等における就学支援金による授業料の支援や奨学給付金の支給、私立高校が行う世帯収入に応じた授業料減免に対する助成等を行います。	・高等学校における就学支援金による授業料の支援や奨学給付金の支給 ・奨学給付金に係る非課税世帯(第1子分) 3千円増額(年額)	-	-								◇奨学給付金に係る非課税世帯(第1子分)について、令和6年度は5千円増額(年額)する。		高校教育課
ウ	・医療費の助成	・ひとり親家庭の親と子どもの医療費負担を、市町とともに軽減します。	・ひとり親家庭等医療費助成 144,003件(前年度比-111件)	-	-	○	→	○	→	○	→	○	◇負担軽減のための助成事業を実施する。		こども家庭課
(3) 養育費確保の支援															
ア	・養育費や面会交流に関する普及啓発	・母子家庭等就業・自立支援センターにおける相談、弁護士による無料相談等により、養育費確保や面会交流を支援します。	・ひとり親サポートセンター事業 ○【指標】養育費等に関する相談の利用者数 127人(前年度比-12人) [無料弁護士相談22回] 養育費・面会交流相談 1,065件(前年度比-156件)	-	-	◎	→	◎	→	○	→	○	◇相談を必要とする人が本事業を利用できるよう、より広報を充実させていく。 ◇ひとり親サポートセンターの無料弁護士相談について、SNSを活用して引き続き定期的に周知する。		こども家庭課
	・養育費や面会交流に関する普及啓発	・養育費は子どもの権利であることについての啓発を強化することにより、離婚の際の養育費についての取決めを促進し、養育費の取得率向上を図ります。	○【指標】養育費の取決めをした人の割合 62.9%[R4](前年度比-2.9%) ・養育費確保に関する自治体の取組状況調査と実施内容の還元 戸籍関係窓口での離婚届を渡す際に養育費の取決めに関する資料を配付している自治体 28市町(前年度比+1市町) ・県HPとSNSにおける法務省作成の動画紹介 ・県HPに養育費は子どもの権利であることについて動画を掲載	-	-	○	→	○	→	○	→	○	◆離婚を考えている方に対するアプローチ方法の検討 ◇HPやSNSを活用し、養育費は子どもの権利であることについて周知する。 ◇国の動向を踏まえ、養育費確保に向けた支援の充実について検討していく。 ◇市町に養育費確保対策事業の実施を働きかけていく。		こども家庭課
	・養育費や面会交流に関する普及啓発	・セミナー開催等により、離婚協議中の親が、子どもの福祉や利益を重視して離婚後の生活を考える機会を提供します。	・子どものための再出発応援事業(R2~) オンラインセミナーの開催 1回24人(前年度比-1人) 当該セミナーの講演動画を県HPへ掲載 ・SNSで配信している養育費に関する動画の周知	-	-	○	→	○	→	○	→	○	◆離婚を考えている方への効果的な周知方法の検討 ◇市町戸籍担当部署や家庭裁判所等の協力を得て周知する。 ◇離婚の際の養育費の取決めを促し、養育費の受給率向上を図る。 ◇SNSを活用して、配信している養育費に関する動画を周知する。		こども家庭課
イ	・相談員の資質向上	・養育費相談支援センター等との協働により、母子・父子自立支援員等を対象とした養育費及び面会交流に関する研修会を開催し、支援担当者の資質向上を図るとともに、相互の連携を深めます。	・養育費等に関する研修会の開催 1回83人(前年度比+31人) 参加方式を現地会場とオンラインを併用した。 ・ひとり親サポートセンター職員が養育費相談支援センター主催の研修会及び会議に出席 ・市町へ養育費相談支援センター主催の研修会への参加を案内	-	-	○	→	○	→	○	→	○	◇市町のひとり親支援担当部署に加え、戸籍担当部署の職員も研修会の対象とし、養育費等に関する離婚前の情報提供や相談支援に連携して取り組むよう働きかけていく。 ◇市町、県健康福祉センター、ひとり親サポートセンターへ養育費相談支援センター主催の研修会への参加を案内する。		こども家庭課

	R2	R3	R4	R5	増減	R2割合(%)	R3割合(%)	R4割合(%)	R5割合(%)	R4-R5増減
◎	1	1	0	0	+0	11.1	11.1	0	0	+0.0
○	8	8	9	9	+0	88.9	88.9	100	100	+0.0
●	0	0	0	0	+0	0	0	0	0	+0.0
	9	9	9	9		100	100	100	100	

項目	計画の内容（主な取組）	1 令和5年度の取組			2 進捗評価区分					3 課題◆、今後の取組予定等◇	4 物価影響	関係課		
		実績	物価高騰による影響	物価高騰に対する対応	R2	→	R3	→	R4				→	R5
施策3 子育て・生活支援														
(1) 子育て支援														
ア	・仕事と子育てを両立できる保育サービスの充実	・自立のための就学や病気の理由で、家事や育児の支援が必要なひとり親家庭等に家庭生活支援員を派遣します。	・ひとり親家庭への家庭生活支援員派遣 725回（市含む）（前年度比+319件） ・家庭生活支援員養成研修の開催（浜松市会場）1回8人（前年度比-3人） ・広報用チラシを作成し、町へ配布	-	-	●	→	○	→	○	→	○	◆支援が必要な家庭の掘り起こしを図るため、制度の周知 ◇ファミリー・サポート・センター利用者も当支援制度を利用できることを市町へ周知する。 ◇SNSを活用して支援制度を周知し、利用促進を促す。	こども家庭課
	・仕事と子育てを両立できる保育サービスの充実	・延長保育や病児保育等、多様な保育・子育て支援を行う保育所等を市町を通じて支援するほか、ひとり親の利用料を市町とともに軽減します。	・ひとり親子育てサポート事業（対象事業：病児保育事業、延長保育事業、休日保育事業、ファミリーサポートセンター事業） 補助対象9市（前年度比+1市）	-	-	○	→	○	→	○	→	○	◆実施市町の増加 ◇未実施市町の状況を把握し、実施を働きかける。	こども家庭課
	・仕事と子育てを両立できる保育サービスの充実	・子育てを手伝ってほしい人が子育てを手伝いたい人に、保育所の送迎等を依頼するファミリー・サポート・センター事業について、市町に運営費等を助成するとともに、センターでマッチングを行うアドバイザーの資質向上のための研修を行います。	・ファミリー・サポート・センター事業を実施した30市町に運営費等を助成 ・アドバイザーの資質向上のための研修を、子育て未来マイスター研修のフォローアップ研修と一体開催。	-	-	○	→	○	→	○	→	○	◇引き続き、ファミリー・サポート・センター運営費を助成するとともに、子育て支援関係職員向け研修を開催し、アドバイザーの資質向上を図ることで、住民相互の協力により、仕事と子育てを両立できる保育サービスの充実を図っていく。	こども未来課
イ	・放課後児童クラブにおける支援	・ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料を軽減する市町に助成し、未実施の市町に対して、実施を働きかけます。	・ひとり親家庭放課後児童クラブ利用支援事業費助成 15市6町2,069人(前年度比+2市町、+165人)	-	-	○	→	○	→	○	→	○	◆実施市町の増加 ◇未実施市町の状況を把握し、実施を働きかける。	こども家庭課
	・放課後児童クラブにおける支援	・放課後児童クラブについて、市町に運営費等を助成するとともに、支援員の養成と資質向上のための研修を行います。また、「放課後子供教室」と連携し、地域で放課後の子どもを見守る体制づくりに取り組めます。	・放課後児童クラブを運営した35市町に運営費を助成 ・支援員養成研修を開催し442人(前年度比+30人)が支援員に認定され、支援員等の資質向上研修に314人(前年度比+22人)が参加	-	-	○	→	○	→	○	→	○	◇放課後児童クラブの運営費助成や、支援員の養成研修及び資質向上研修を実施し、放課後児童クラブを運営する市町を支援していく。	こども未来課
ウ	・リスクを抱えた母子に対する支援	・思いがけない妊娠に悩む女性の相談窓口を設置し、虐待の発生、問題の深刻化の予防を図ります。	・妊娠SOSサポート事業 電話・メールによる相談 158件（前年度比-24件） 初回産科受診等支援（R2～） 1件（前年度比+1件）	-	-	●	→	●	→	○	→	○	◆相談が必要な方へタイムリーに支援ができるよう取り組んでいく必要がある。 ◇妊娠に悩む女性が孤立することなく、支援につながるよう、相談窓口の周知に努める。 ポスターや周知用カードの配架のほか、県保健所が学校の依頼を受けて実施している思春期講座の中で、引き続き周知する。また、生活困窮相談窓口や医療機関、薬局などとも連携して周知していく。	こども家庭課
	・リスクを抱えた母子に対する支援	・市町における新生児訪問や乳幼児健診等を通じた家庭への支援の充実を図るため、市町母子保健担当者に対する研修を実施するとともに、支援機関のネットワークを構築します。	・市町母子保健担当者に対する研修 9回（前年度比+2回） ・支援機関のネットワーク構築 14回（前年度比+3回）	-	-	○	→	○	→	○	→	○	◇市町母子保健担当者等への研修会では、時勢にあった内容とし、担当者の質の向上に努める。 ◇支援に必要な関係者等の連携を強化し支援体制の構築を図るため、ネットワーク会議を継続して実施していく。	こども家庭課
(2) 住宅確保の支援														
ア	・県営住宅への優先入居の促進	・ひとり親家庭が県営住宅に入居する際に、倍率優遇制度を実施します。また、入居者の収入に応じた家賃を決定する際は、寡婦（寡夫）控除を差し引いた収入で計算します。	倍率優遇 126件（前年度比+24件） 寡婦（寡夫）控除1,410件（前年度比-424件）	-	-	○	→	○	→	○	→	○	◇ひとり親家庭が県営住宅に入居する際に、倍率優遇制度を実施する。また、入居者の収入に応じた家賃を決定する際は、ひとり親控除、寡婦控除を差し引いた収入で計算する。	公営住宅課
	・民間賃貸住宅への円滑な入居の促進	・県、市町、不動産関係団体から構成される静岡県居住支援協議会の活動を通じて、ひとり親等住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図ります。	住宅セーフティネット事業 ・市町単位の居住支援協議会の設立のため、伴走型支援として国と連携し、居住支援法人や市町職員等との意見交換会を実施 ・居住支援法人数16法人（前年度比+3法人）	-	-	○	→	○	→	○	→	○	◆市町単位の居住支援協議会の設立 ◇市町居住支援協議会の設立に向けて、市町職員を対象とした意見交換会を開催し、課題の共有を図る。また、意欲的な市町に対しては伴走型支援として国と連携し、個別でネットワーク会議等を行うことで機運醸成を図る。 併せて住宅確保要配慮者居住支援法人の新規指定数の増加を図る。	住まいづくり課
	・母子生活支援施設における支援	・DV（配偶者等からの暴力）を受けている等の理由で子育てが困難な母子を母子生活支援施設で保護し、自立を支援します。	・母子生活支援施設 県内3か所（前年同） 一時保護委託件数4件（前年度比-3件）	-	-	○	→	○	→	○	→	○	◇母子の保護及び自立を継続して支援する。	こども家庭課

項目	計画の内容（主な取組）	1 令和5年度の取組			2 進捗評価区分					3 課題◆、今後の取組予定等◇	4 物価影響	関係課		
		実績	物価高騰による影響	物価高騰に対する対応	R2	R3	R4	R5						
(3) 子どもの居場所づくりの取組促進														
ア	子どもの学習支援	・ひとり親家庭の子どもが気軽に相談できるホームフレンド（児童訪問援助員）※や学習ボランティアを派遣するほか、学習支援や食事の提供等を行う居場所づくりを支援します。	・ひとり親家庭へのホームフレンド等派遣 66回（市含む）（前年度比+21回） ・市町の居場所づくりへの補助 1市1町（前年度同）	-	-	●	→	●	→	○	→	○	◆支援が必要な家庭の掘り起こしを図るため、制度の周知 ◇ファミリー・サポート・センター利用者も当支援制度を利用できることを市町へ周知する。（再掲） ◇SNSを活用し、支援制度を周知し、利用促進を促す。	こども家庭課
	子どもの学習支援	・様々な課題を抱える生活困窮世帯を対象に、課題に即した、子ども健全育成支援員による個別支援を実施するほか、生活習慣の改善、学習意欲の喚起、実学の習得を目的として、食育や社会体験を含めた、通所型や合宿型の学びの場を提供します。	「ふじのくに型学びの心育成支援事業」 ・通所型の学びの場の提供 参加者117人(前年度比+8人) ・合宿型の学びの場の提供 参加者47人(前年度比+7人)	-	-	●	→	○	→	●	→	○	◆支援者が事業を利用したほうがよいと判断する子どもが事業に参加しておらず、事業に参加できない理由及び背景を分析し、きめ細かな支援を行う必要がある。 ◇ひきこもり等、子どもの個別の事情に応じたきめ細かな支援を行うなどの取組を強化する。通所型学習支援参加者は、全員高校等に進学していることから、学校には不登校であっても低学年から継続して参加できるよう支援する。 学習支援員やケースワーカーの助言により、子どもや保護者が主体的に進路先を考慮することができるよう支援する。 進学に係る他制度を所管する部署と連携し、必要な情報を共有するなど、ケースワーカー等の知識向上を図る。 ◇中卒・高校中退者若しくはその可能性がある15歳から19歳までの生活困窮世帯等の高校生世代を対象として、合宿型のキャリア形成支援の場を提供し、就労体験などを通して実学を学ぶことや、大学見学等で進学意欲の喚起を行い、将来への目標を明確化させ、貧困の連鎖を断ち切りを促す。	地域福祉課
	子どもの学習支援	・子どもが主体的に学習に取り組む習慣を身につけることができるよう、地域の教育力を活用して放課後等における学習支援を実施する「しずおか寺子屋」を推進します。	・「しずおか寺子屋」推進事業 8市町68箇所を実施(前年度比-4市町-6箇所) 学生支援員参画66人（前年度比+14人）	-	-	◎	→	◎	→	◎	→	●	【R5事業終了】 今後は地域学校協働活動事業の放課後子供教室の開催により学習支援を継続する。 令和6年度は4市町56箇所を実施予定	社会教育課
	地域の居場所づくりの支援	・地域住民や民間団体等による子ども食堂等の居場所づくりについて、実践者等を対象としたセミナーの開催、アドバイザー派遣、支援者と実施団体のマッチング促進等により、運営を支援します。 ・ふるさと納税制度を活用して寄附金を募集し、団体等に対して助成を行います。	○【指標】子どもの居場所の数634か所（前年度比+112か所） ○【指標】子どもの居場所づくりセミナー参加者数222人（前年度比-43人）、計3回開催(前年同) ・アドバイザー派遣 11回(前年度比-12回) ・サポーターマッチング 5件(前年度比-105件) ・居場所の新規立ち上げ支援 5か所(前年度比-22か所) ・居場所団体への助成 66件(前年度比+11件) ・クラウドファンディングを活用した寄附募集 4団体(前年度比+1団体) ・子ども食堂物価高騰対策支援金 交付件数 228件（前年度比+144件） ・Web上で所在地等から子どもの居場所が検索可能な「静岡県こどもの居場所マップ」を作成	・9月に行った実態調査では、半数以上の運営団体が物価高騰の影響があると回答した。	・物価高騰の影響を受ける子ども食堂に支援金を交付した。	○	→	○	→	◎	→	◎	◇子どもの居場所の担い手に対する助言・相談や運営資金の支援等に取り組み、子どもの居場所の数の更なる拡大を図る。 ◇セミナーにおいて、食材や資金の確保方法などを学ぶ担い手の育成のほか、ひきこもりや学校を長期欠席している子どもの居場所づくりを実践している方を講師とするなど、様々な運営ノウハウを提供し、多様な居場所づくりの立上げを支援していく。 ◇居場所の新規立上げ等を支援するためのガイドブックを作成し、円滑な立上げや持続的な活動に向けた支援に取り組む。	こども家庭課

	R2	R3	R4	R5	増減	R2割合(%)	R3割合(%)	R4割合(%)	R5割合(%)	R4-R5増減
◎	1	1	2	1	-1	7.1	7.1	14.3	7.1	-7.2
○	9	11	11	12	1	64.3	78.6	78.6	85.7	+7.1
●	4	2	1	1	0	28.6	14.3	7.1	7.1	+0.0
	14	14	14	14		100	100	100	99.9	

項目	計画の内容(主な取組)	1 令和5年度の取組			2 進捗評価区分					3 課題◆、今後の取組予定等◇	4 物価影響	関係課		
		実績	物価高騰による影響	物価高騰に対する対応	R2	→	R3	→	R4				→	R5
施策4 安心につながる支援														
(1) 相談・支援体制の充実と広報														
ア	・ライフステージに対応した相談・支援	・母子家庭等就業・自立支援センターの相談員、母子・父子自立支援員等により、親や子どものライフステージに対応した適切な情報提供及び助言を行います。また、地域においては、母子・父子福祉協力員、民生委員等が、支援を必要とする家庭の発見に努め、支援につなげます。	○【指標】ひとり親サポートセンターにおける相談件数 11,657件(前年度比-168件)(再掲) LINEや行政、他の相談機関からの紹介による利用者が多い。 生活に関する相談が増加傾向であった。 ○【指標】仕事や生活費についての相談相手がないと考えるひとり親の割合16.6%(前年度比-1.4%) ・母子・父子自立支援員 相談件数 7,757件(前年度比-589件) ・母子・父子福祉協力員 相談件数 2,303件(前年度比+369件) ・母子・父子自立支援員 養育費に関する研修会のオンライン受講(希望者) ・ひとり親あんしんLINE 友だち登録者数 3,089人(前年度比+1,209件) 相談件数 380件(前年度比+188件) ◇静岡県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会等を通じた静岡労働局やハローワークへの周知(再掲)(自立支援員、協力員、LINE)	・生活困窮に関する相談の増加(食糧支援、生活費、家賃など) 生活一般・経済的支援等に関する相談 10,588件(前年度比+12件)	・LINEによる相談受付日を週3日から週4日に拡充を行った。(R4.7月末～)							◆LINE相談の利用者の増加 ◇LINEにおいて支援制度などの情報をプッシュ型で週1回以上配信し、相談機能と併せてアピールすることで、登録者の増加を図る。 ◆母子・父子自立支援員、母子・父子福祉協力員の認知度向上 ◇母子・父子自立支援員及び母子・父子福祉協力員について、SNSを活用した周知を図る。 ◇ひとり親サポートセンター、母子・父子自立支援員及び母子・父子福祉協力員について、民生委員・児童委員に周知	○	こども家庭課
	・ライフステージに対応した相談・支援	・将来を見据えた生活設計の見直しについて、ファイナンシャルプランナー等の専門家による相談を実施します。	・ひとり親のライフプラン相談(R2～) 相談件数 31件(前年度比-1件) 市町福祉担当課及び戸籍担当課、税収納担当課、ひとり親サポートセンター、家庭裁判所、ハローワーク、母子生活支援施設において周知 ・ライフプランニングに関する資料作成 市町福祉担当課、各健康福祉センター、ひとり親サポートセンターにおいて配付 データ版の資料を県HPへ掲載し、SNSで周知	-	-							◆家計相談したい方への効果的な周知方法、生活支援につながる事業内容の検討 ◇ライフプラン相談について、市町収納担当部署の協力を得て周知する。		こども家庭課
	・ライフステージに対応した相談・支援	・家庭や仕事など生活の中での様々な問題や悩みを抱える方に対し、本人自身がより良い解決策を見い出せるよう支援するため、専門の相談員による女性のための相談及び男性のための相談をそれぞれ実施します。	・あざれあ女性相談 電話相談 4,053件(前年度比-1,414件) 面接相談(DVその他暴力)360件(前年度比+29件) ・あざれあ男性相談 電話相談 118件(前年度比-15件)	-	-							◇悩みは1人で抱え込まず、早めの相談を促すよう周知する。 ◆相談員の資質向上 ◇相談員の資質向上を図るための研修会(ケース検討・講義・スーパービジョン等)を行う。 ◆女性相談の件数が増加(※)していることから、チャット相談を開設する。(※コロナ禍で電話回線の増設等を行っていた令和2～4年度を除く)		男女共同参画課
	・ライフステージに対応した相談・支援	・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、関係者研修会の開催等により、市町における子育て世代包括支援センターの設置を促します。	・子育て世代包括支援センター 全市町で設置(43箇所)	-	-							◆令和6年4月1日から全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うため、子育て世代包括支援センター及び子ども家庭総合支援拠点双方の機能を一体的に有することも家庭センターの設置が努力義務となった。市町のセンター設置を促すため、県として必要な助言や研修等による支援を行う必要がある。 ◇児童福祉分野と連携し、設置を促すための研修等を行う。		こども家庭課
	・ライフステージに対応した相談・支援	・「就学援助」・「高等学校等就学支援金」・「高校生等奨学給付金」・「高等教育の修学支援」等の制度について、リーフレットを作成、ホームページ掲載等により周知し、相談に応じた的確な情報提供を行います。	・助成制度の概要リーフレットを作成し、ホームページに掲載。学校を通じて保護者に周知した。 ・奨学給付金の申請手続き等について県ホームページに掲載するとともに、保護者からの問合せに対応した。	-	-							◇従来紙媒体にて配布していた助成制度の概要リーフレットを県ホームページに掲載することで、より効果的な制度周知を図る。 ◇奨学給付金の申請手続き等について県ホームページに掲載し、保護者からの問合せに対応する。		私学振興課
	・ライフステージに対応した相談・支援	・「就学援助」・「高等学校等就学支援金」・「高校生等奨学給付金」・「高等教育の修学支援」等の制度について、学校を介した家庭へのリーフレット配布やホームページ掲載等により周知し、相談に応じた的確な情報提供を行います。	・就学援助について、国からの通知を市町へ周知 ・就学援助事業は各市町が実施するため、ホームページで各市町教育委員会の連絡先を紹介	-	-							◇市町が実施する就学援助について必要な周知を行う。		義務教育課
	・ライフステージに対応した相談・支援	・「就学援助」・「高等学校等就学支援金」・「高校生等奨学給付金」・「高等教育の修学支援」等の制度について、学校を介した家庭へのリーフレット配布やホームページ掲載等により周知し、相談に応じた的確な情報提供を行います。	・「就学援助」・「高等学校等就学支援金」・「高校生等奨学給付金」・「高等教育の修学支援」等の制度について、学校を介した家庭へのリーフレット配布やホームページ掲載等により周知し、相談に応じた的確な情報提供を実施	-	-							◇制度改正があった場合は、常に最新の情報をリーフレットの配布やホームページに掲載することで周知を図っていく。		高校教育課
	・ライフステージに対応した相談・支援	・生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するよう、自立に向けた支援や、本人の状態に応じた継続的な相談支援を実施します。	「生活困窮者自立支援事業」 ・自立相談支援事業・住居確保給付金 35市町で実施(前年度同) ・就労準備支援事業 27市町で実施(前年度同) ・一時生活支援事業 30市町で実施(前年度比+2市町) ・家計改善支援事業 34市町で実施(前年度比+1市町) ・学習支援事業 28市町で実施(前年度比-3市町)	-	-							◆生活困窮者には、長期間未就労者、ニート、ひきこもり等の就労困難度の高い人の割合が年々高くなっているため、様々な就労阻害要因を有する支援対象者に対し、要因分析と課題に応じたきめ細かな支援が重要である。 コロナ禍による経済状況の悪化から回復しつつあるものの、もともと生活状況に困難を有していた生活困窮者からの相談、住居確保給付金の申請や生活保護申請が増加していることから、相談支援体制を充実させる必要がある。 ◇困難事例への対応に苦慮する支援員が相談し、助言いただける専門家相談会を創設するなど、支援員を支えるネットワークを構築していく。 ◇一般就労が困難な働きづらさを抱えている方々が顕在化したため、就労体験や業務の切り出しを実施する企業等を開拓し、マッチングや定着支援を強化する。		地域福祉課

項目	計画の内容(主な取組)	1 令和5年度の取組			2 進捗評価区分					3 課題◆、今後の取組予定等◇	4 物価影響	関係課			
		実績	物価高騰による影響	物価高騰に対する対応	R2	R3	R4	R5							
イ	・ひとり親家庭に対する支援制度の周知	・ひとり親家庭向けの支援制度をまとめた冊子を作成し、市町や関係機関を介して広く配布するほか、ホームページに掲載し、周知します。	・「明日のしあわせを願って」の発行と配布6,200部 ・県HP、ひとり親あしんLINE相談ホームページに掲載 ・SNSで作成した冊子の紹介 ・子どもの教育費について、民間の給付型奨学金制度や進学段階に応じた給付制度をSNSで情報発信した。	-	-	○	→	○	→	○	→	○	◇SNSの活用等により一層の周知を図る。 ◇民生委員・児童委員研修会で配布し、ひとり親家庭向け支援制度について周知する。	こども家庭課	
	・ひとり親家庭に対する支援制度の周知	・支援制度に関する資料のデータを市町と共有し、地域版の制度案内の作成を促します。	・支援制度をまとめた資料データの共有 ・支援制度をまとめたチラシの作成、配布 ・静岡県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会での周知	-	-	○	→	○	→	○	→	○	◇市町と資料データを共有し、支援制度利用者への周知を図っていく。	こども家庭課	
	・ひとり親家庭に対する支援制度の周知	・各種相談に携わる支援者に、母子家庭等就業・自立支援センターのワンストップサービス機能やひとり親支援団体について広く周知します。	・相談機関へのひとり親サポートセンターの周知等 ・ひとり親サポートセンターについて、民生委員・児童委員研修会で周知	-	-	○	→	○	→	○	→	○	◇相談機関や保育施設等に対してひとり親支援機関の周知を図っていく。 ◇ひとり親サポートセンター、母子・父子自立支援員及び母子・父子福祉協力員について、民生委員・児童委員に周知(再掲)	こども家庭課	
ウ	・市町との好事例の共有	・市町が実施するひとり親家庭の支援事業について、好事例の収集とフィードバックを行い、より効果的な事業の実施につなげます。	・養育費確保に関する自治体の取組状況調査と実施内容の還元(再掲) ・ひとり親家庭を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を市町へ還元	-	-	○	→	○	→	○	→	○	◇好事例の収集とフィードバックを行い、自治体間の取組の温度差を縮小する。 ◇ひとり親家庭を対象としたアンケート調査を実施し、その結果を市町へ還元する。	こども家庭課	
(2) 父子家庭の相談体制整備															
ア	・父子家庭の父が相談しやすい体制の整備	・母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、父子家庭からの相談に休日にも対応できる相談窓口を設置します。	ひとり親サポートセンター(旧 母子家庭等就業・自立支援センター) 事業 ・月1回の父子家庭相談窓口の設置(第3土曜)(R3~) 父子等の相談件数 178件(前年度比+3件) SNSでの相談窓口の周知	-	-	○	→	○	→	○	→	○	◆相談員の資質向上 ◇関係機関の協力を得て、父子家庭相談のスキルアップを図る。 ◇SNS等を活用して窓口の周知をする。	こども家庭課	
	・父子家庭の父が相談しやすい体制の整備	・父子家庭も支援の対象であることを明確にするため、支援機関や関連事業の名称を再検討します。	・支援制度の案内に父子家庭も対象に含むことを明記	-	-	○	→	○	→	○	→	○	◇父子家庭も対象に含むことを明確にするため事業名や周知方法に配慮する。	こども家庭課	
	・父子家庭の父が相談しやすい体制の整備	・男性のための相談を実施し、父子家庭における悩みを含め、男性独自の課題の解決を支援します。	・あざれあ男性相談 電話相談 118件(前年度比-15件)(再掲)	-	-	◎	→	○	→	○	→	○	◆相談員の資質向上 ◇相談員の資質向上を図るための研修会(ケース検討・講義・スーパービジョン等)を行う。(再掲)	男女共同参画課	
イ	・父子家庭に向けた情報発信	・父子家庭も追加対象となった支援制度等について情報を集約し、ホームページ等で周知します。	・SNSやホームページにおける支援制度についての広報 家庭生活支援員の派遣や養育費や面会交流に関するオンライン講座など父子の利用が増加	-	-	○	→	○	→	○	→	○	◆父子家庭に向けたより効果的な情報発信方法の検討 ◇SNSを活用して一層の周知を図る。	こども家庭課	
(3) 個別の状況に応じた多様な支援															
ア	・ひとり親同士の相談機会の提供	・静岡県母子寡婦福祉連合会と連携し、ひとり親同士が交流し、日頃の悩みを打ち明けられる場を提供します。	・(公社)静岡県ひとり親福祉連合会(旧 静岡県母子寡婦福祉連合会)が交流会等を実施 ・(公社)静岡県ひとり親福祉連合会の公式LINEでの情報発信	-	・食料支援といったフードパントリー事業を定期的実施(4回) ・コンビニとのフードドライブ契約、集めた食料を子どもの居場所開催時に配付等	●	→	●	→	○	→	○	◆静岡県ひとり親福祉連合会の会員増、よりよい活動内容の検討 ◇活動内容の充実や、母子会に加入していないひとり親の方も参加できる交流会等の実施を促す。	○	こども家庭課
	・DV被害者等の支援に向けた関係機関の連携	・女性のための相談及び男性のための相談並びに専門相談員による面接相談を実施します。	DV相談件数 ・あざれあ女性相談 電話相談 409件(前年度比-20件) 面接相談 360件(前年度比+29件) ・あざれあ男性相談 電話相談3件(前年度比-3件)	-	-	○	→	◎	→	○	→	◎	◇悩みは1人で抱え込まず、早めの相談を促すよう周知する。(再掲) ◆相談員の資質向上 ◇相談員の資質向上を図るための研修会(ケース検討・講義・スーパービジョン等)を行う。(再掲)	男女共同参画課	
	・DV被害者等の支援に向けた関係機関の連携	・DV被害者等、困難な課題を抱えていたり、自己肯定感が低いひとり親が、自らの力を発揮して課題を解決し、自立への一歩を踏み出せるよう、配偶者暴力相談支援センター(女性相談支援センター)、母子生活支援施設、女性相談窓口及び母子家庭等就業・自立支援センター等、関係機関が連携して、精神的ケアや自立支援に取り組みます。	・女性相談支援センター等における相談実施 ・県下全域及び各市町におけるDV防止及び被害者支援のための関係機関によるネットワーク(DV防止ネットワーク)である「静岡県子どもと家庭を守るネットワークDV防止部会」において、各関係機関のDV防止施策実施状況の情報共有を行った。また、市町単位のDV防止ネットワークを設置するよう、未設置の町に対し働きかけた。 ・女性保護担当職員・女性相談員研修会等の場において、市町の担当職員や女性相談支援員、警察職員等に対し、DV対応等に関する概要説明を行った。	-	-	○	→	○	→	○	→	○	◇関係機関が連携して精神的ケアや自立支援に取り組む。 ◇「静岡県子どもと家庭を守るネットワークDV防止部会」において、DV防止施策実施状況の情報共有を行うなど、関係機関の連携を図っていく。	こども家庭課	

	R2	R3	R4	R5	増減	R2割合(%)	R3割合(%)	R4割合(%)	R5割合(%)	R4-R5増減
◎	4	4	2	2	0	23.5	23.5	11.8	11.8	+0.0
○	12	12	15	15	0	70.6	70.6	88.2	88.2	+0.0
●	1	1	0	0	0	5.9	5.9	0	0	+0.0
	17	17	17	17		100	100	100	100	